



令和2年10月7日
関東財務局

令和2年度予算執行調査の調査結果の概要について
(10月公表分)

【お問い合わせ】

関東財務局 理財部 主計第2課

電話 048-600-1102

関東財務局ホームページ <http://kantou.mof.go.jp>

令和2年度予算執行調査の調査結果の概要について（10月公表分）

- 財務省は、令和2年度予算執行調査の対象とした42件のうち、調査を終了した21件の結果を公表しました。（他の13件については令和2年8月31日に公表しています。）残りの調査事案については、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しつつ、引き続き調査を継続し、調査が終了次第、公表する予定です。
- 調査を終了した21件のうち、関東財務局は6件の調査（うち2件については財務本省と関東財務局の共同調査）を実施しました。
- これらの調査結果については、的確に今後の予算編成に活用していきます。

令和2年度予算執行調査（10月公表分：関東財務局調査事案）

- 関東財務局が実施した6件の調査は以下のとおりです。

1. 関東財務局取りまとめ事案

No.	省庁名	調査事案名	調査主体 (注)	取りまとめ 財務局
1	国土交通省	災害復旧等事業	共同	関東
2	各府省	独立行政法人におけるコピー用紙の購入経費	共同	関東

2. 調査協力事案

No.	省庁名	調査事案名	調査主体 (注)	取りまとめ 財務局
1	内閣府	地方創生拠点整備交付金	共同	四国
2	文部科学省	スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）	財務局	東北
3	厚生労働省	医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）	共同	東海
4	厚生労働省	介護保険サービス（居宅介護支援等）	共同	東北

(注)「共同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

「財務局」：財務局調査（財務局職員が実施する調査）

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

総括調査票

(関東財務局が取りまとめた調査事案)

総 括 調 査 票

調査事案名	(32) 災害復旧等事業			調査対象 予算額	令和元年度(補正後) : 211,632百万円の内数 ほか (参考 令和2年度 : 15,023百万円の内数)		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	河川等災害復旧事業費	調査主体	共同
組織	国土交通本省			目	河川等災害復旧事業費補助	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により公共土木施設等が被災した場合には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、被災した施設の復旧等を実施している。

災害復旧等事業は、災害からの早期復旧を図るため、

- ・ 高率な補助率の導入
- ・ 国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能とし、また事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施等を行っているところ。

近年、災害が頻発・激甚化する中で、災害からの早期復旧が実施できるよう災害復旧工事に係る工夫等を調査するもの。

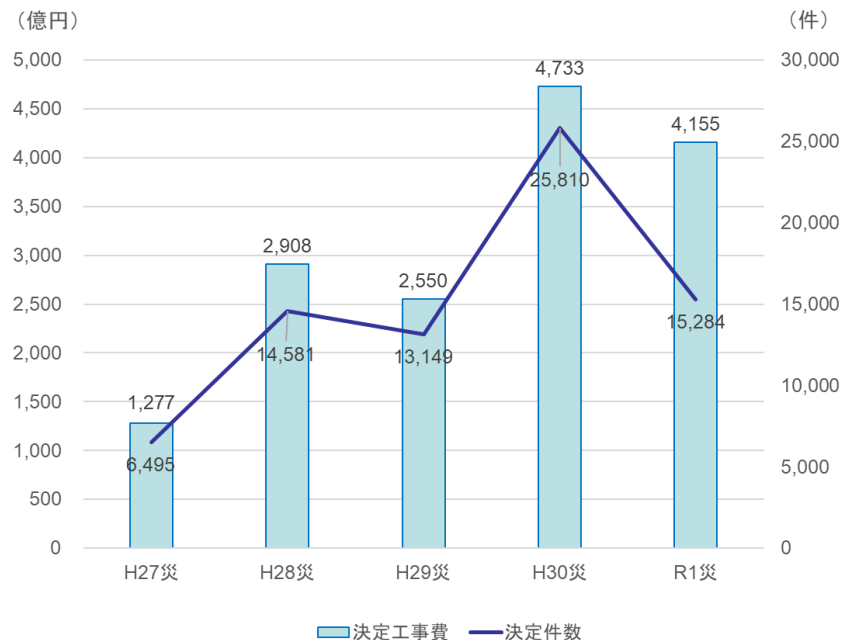
<災害復旧等事業の特徴>

- 高率な国庫負担(2/3以上、災害発生年の場合、交付税措置により実質的な地方公共団体の負担は最大でも1.7%)
- 迅速な工事着手
 - ・ 事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施。
 - ・ 災害復旧工事は、国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能。
- 原形復旧が原則だが、元どおりの復旧が不適當な場合や困難な場合は適切な形状、材質、寸法などで施設を復旧。
- 県単位の一括予算交付
 - ・ 同一災害なら市町村も含め県内で自由に活用可能。

【国庫負担率2/3、災害発生年災の場合】



国土交通省所管河川等災害復旧事業(補助)の推移



総 括 調 査 票

調査事案名 (32) 災害復旧等事業

②調査の視点

1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について

国土交通省は、突発的に発生する災害に対して、迅速に事業を実施できるよう、入札契約方式の選定の基本的な考え方を盛り込んだ「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を予め策定して、災害復旧工事を発注している。

そして、各地方公共団体に対し、同ガイドラインを参考周知しており、今回の調査で、各地方公共団体における入札形態の事前の対象事業の明文化の取組状況を把握する。

2. 円滑な工事実施のための工夫について

災害復旧等事業は、その性質上、より迅速な事業実施が求められている。

今後の早期の事業実施に向けた課題や災害復旧工事を効率的に行うために実施している工夫等を各地方公共団体から調査する。

【調査対象年度】

平成28年度～令和元年度

【調査対象先数】

道府県：46先（うち回収 46先）

市町村：681先（うち回収 676先）

合 計：727先（うち回収 722先）

発注件数：40,626件

※平成28年～30年発生の災害により被災した河川・道路の災害復旧工事を実施した地方公共団体を調査対象とした。
（査定額：20百万円以上）

③調査結果及びその分析

1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について

(1) 契約方式毎の契約状況

一般競争入札以外の入札形態（指名競争入札・随意契約）で工事を発注した件数は、全体の75%（平成28年度～令和元年度実績の合計）【図1】を占めていた。（全地方公共団体における災害復旧事業を含めた公共工事全体では、59%（平成30年度実績）が一般競争入札以外の入札形態となっている。）

一般に、入札及び契約に要する期間は、随意契約<指名競争入札<一般競争入札の順であり、迅速性が求められる災害復旧工事においては、一般競争入札以外の入札形態が多く選択されたと考えられる。

(2) 事前の明文化の状況

事前に一般競争入札以外の契約方式で実施する工事範囲を明文化していた地方公共団体は、全体の64%【図2】であった。また、災害復旧に係る明文化の内容は、応急（緊急）復旧については随意契約、本復旧については指名競争入札を規定しているものが多かった。

復旧の緊急性に応じた入札形態を明文化することにより、円滑に入札方式を選択できるとともに、入札プロセスの透明性も確保されることが期待される。また、災害の規模が大きくなり入札件数が増える程、地方公共団体の事務量も増大するため、明文化の効果もより発現すると考えられる。

2. 円滑な工事実施のための工夫について

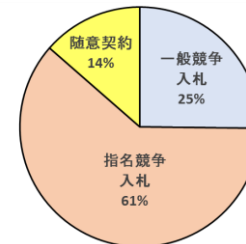
調査を行った地方公共団体のうち、6割は何らかの課題を認識しており、

- ・地方公共団体の技術職員の経験不足
- ・「発注基準や業者選定等の発注方法」や「他地域における類似災害の工事实例」等の他の地方公共団体の取組を参考としたいが横の連携をとることが難しい

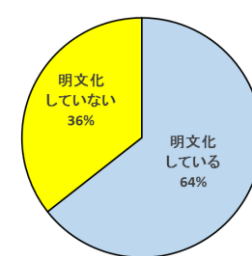
といった課題を挙げている地方公共団体も見受けられた。こうした課題は、大規模災害になる程、顕著になると考えられ、平時から、災害時の円滑な事業実施に向けた外部支援体制の構築や、発注者間の連携体制を確保していくことが重要と考えられる。

他方、「発注単位の見直しや施工時期調整によりコスト縮減等が図れた」、「地元建設業協会と災害協定を締結し、応急復旧工事に早期に着手できた」などの事例も見られた。

【図1】入札形態



【図2】明文化



④今後の改善点・検討の方向性

1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について

発注者は、入札形態に応じて、突発的に生じる災害復旧工事も含め対象工事の範囲を事前に規程等において定めることにより、

- ・入札形態の決定までの検討時間を短縮できること
- ・入札公告の短縮や緊急性に応じた適切な入札方式を選択すること等により入札及び契約に要する時間を短縮できること
- ・入札プロセスの透明性が向上するものと考えられること

から、国土交通省は、各地方公共団体に対して、明文化について周知と助言を行っていくべきである。

2. 円滑な工事実施のための工夫について

早期の事業実施に向けた課題として、地方公共団体の技術職員の経験不足や発注者間の連携が不十分である場合があることを踏まえ、国土交通省は、災害時の円滑な事業実施に向けて、地方公共団体に対し、災害復旧事務に豊富な知見を有する者による外部支援体制づくりに向けた取組を促していく必要がある。

また、発注者間における工事の時期・箇所・工程等の情報の共有や事業実施にあたっての課題への対応策を検討する場を設けるなど、発注者間の連携体制の構築に取り組んでいく必要がある。

総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名	(42) 独立行政法人におけるコピー用紙の購入経費			調査対象 予算額	【参考】令和元年度（調査対象実績額）：1,007百万円の内数 ほか ※調査対象先からの報告額を積み上げ			
府省名	各府省	会計	-	項	-	調査主体	共同	
組織	-			目	-	取りまとめ財務局	（関東財務局）	

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する「独立行政法人」をいう。）においては、各種会議資料の作成等の事務処理のためにコピー用紙を購入している。
- 本府省等については、平成24年度調査において、コピー用紙の購入経費の更なる削減の検討を促したところであるが、今般、独立行政法人についても、現状の確認を行い、その上で、今後の改善の方向性について検討を行った。

②調査の視点

1. コピー用紙の調達状況について

スケールメリットを活かした調達が行われているか。

2. コピー用紙の節減に向けた取組について

コピー用紙の使用量の節減に向けた取組が行われているか。

【調査対象年度】

平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】

独立行政法人 87先

③調査結果及びその分析

1. コピー用紙の調達状況について

- 令和元年度の独立行政法人におけるコピー用紙の調達に係る契約数は3,599件、購入額（※）は1,006,778千円、購入数量は7,250,128kgであった。
※ 「購入額」には、一部コピー用紙以外の物品の購入額が含まれる。
- 平成29年度から令和元年度までの購入実績について調べたところ、単独調達による契約が大半を占めた。【表1】
- 3か年の間に、1件も共同調達又は一括調達（※）による契約を行っていない法人が31法人存在した。
※ 共同調達：他の法人と共同して調達を行うこと 一括調達：自法人の支部と共同して調達を行うこと
- 共同調達や一括調達の具体的な効果として、【図1】のような例が見られた。

【表1】購入実績

令和元年度	単独調達	共同調達	一括調達	合計
契約数	3,412件	38件	149件	3,599件
購入額	543,379千円	70,069千円	393,330千円	1,006,778千円
購入数量	3,913,935kg	479,383kg	2,856,810kg	7,250,128kg
平成30年度	単独調達	共同調達	一括調達	合計
契約数	3,684件	40件	158件	3,882件
購入額	519,086千円	61,127千円	402,698千円	982,911千円
購入数量	4,032,806kg	526,868kg	3,062,849kg	7,622,523kg
平成29年度	単独調達	共同調達	一括調達	合計
契約数	3,786件	30件	157件	3,973件
購入額	492,836千円	71,329千円	384,687千円	948,852千円
購入数量	3,698,030kg	607,041kg	2,891,736kg	7,196,807kg

【図1】共同調達及び一括調達の具体的な効果（例）

【A法人】

平成30年度から、2法人との共同調達に取り組んでいる。

■共同調達単価／単独調達単価（令和元年度）

A 3 ⇒ 2,120円／2,628円 （▲19%）

A 4 ⇒ 1,780円／2,039円 （▲13%）

※ 1箱当たり

【B法人】

平成29年度から、本部と1支部で一括調達を行っている。

■一括調達単価／単独調達単価（令和元年度）

A 4 ⇒ 2,450円／3,000円 （▲18%）

B 4 ⇒ 1,850円／2,250円 （▲18%）

A 3 ⇒ 2,450円／3,000円 （▲18%）

※ 1箱当たり

総括調査票（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名 (42) 独立行政法人におけるコピー用紙の購入経費

③調査結果及びその分析

2. コピー用紙の節減に向けた取組について

- 全ての法人がコピー用紙の節減に向けた何らかの取組を行っていた。
- 各法人が行っている取組としては、「⑤両面、2アップ印刷等を意識付け」が最も多く、次いで「⑧一部の会議等において資料を電子化（タブレット端末の使用、ディスプレイの設置等）」が多かった。また、会議等における資料の電子化（取組⑧及び⑨）については、「節減効果があった」と考える法人の割合が高かった。【表2】
- また、「⑬その他」の取組として、「書類削減を推進するためのワーキンググループの発足」や「業務効率化のためのソフトウェアの導入による内部事務手続の電子化」などにより、具体的な効果が得られている法人もあった。

【表2】独立行政法人のコピー用紙の節減に向けた取組

※ 複数回答有（「最も効果有」を除く。）

取組	実施法人数	効果		(参考) 最も 効果有
		効果有	効果無	
①留め置き機能付き出力機器（※1）を使用	48	16 (33%)	0	9
②課室等ごとの出力枚数の制限	5	2 (40%)	1	0
③出力機器に両面印刷をデフォルト設定（※2）	30	13 (43%)	0	5
④出力機器に2アップをデフォルト設定	5	2 (40%)	0	0
⑤両面、2アップ印刷等を意識付け	62	19 (31%)	0	14
⑥出力単価の周知	43	15 (35%)	0	2
⑦研修等の実施	22	6 (27%)	0	2
⑧一部の会議等において資料を電子化（タブレット端末の使用、ディスプレイの設置等）	60	52 (87%)	0	39
⑨全ての会議等において資料を電子化（タブレット端末の使用、ディスプレイの設置等）	7	7 (100%)	0	3
⑩業務で作成した文書を原則電子データで保存、管理	50	17 (34%)	0	5
⑪所管する行政手続の一部を電子化	27	8 (30%)	0	1
⑫所管する行政手続の全てを電子化	0	0 (—)	0	0
⑬その他	28	18 (64%)	0	7

※1 PCから印刷する際、印刷データを機器内に留める機能の付いた出力機器をいう。不必要な印刷指示を行った場合に、機器上で取り消すことが可能。

※2 毎回同じ動作をするようにあらかじめ定められた設定をいう。

④今後の改善点・検討の方向性

1. コピー用紙の調達状況について

コピー用紙の購入に当たっては、複数法人による共同調達や法人単位での一括調達などにより、調達コストの削減を図っている例が多く見られたため、共同調達や一括調達の実績がない法人においては、各法人における取組を参考にし、スケールメリットを活かした調達方法を検討すべき。

2. コピー用紙の節減に向けた取組について

コピー用紙の使用に当たっては、各法人における節減に向けた取組を参考にし、費用対効果も勘案しつつ、更なる節減努力を推進すべき。